

舞 鶴 監 第40号
令和7年3月12日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

定期（財務）監査の結果報告及び措置状況

地方自治法第199条の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して監査を実施したので、その結果を下記のとおり提出し措置状況について併せて公表する。

記

1 監査の種類

定期監査、財務監査

2 監査の対象

(1)対象項目 令和5年度 一般、特別会計の財務に関する事務

(2)対象部等 健康・こども部、消防、福祉部、生涯学習部、市民環境部、議会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか留意するとともに、予算の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかなどについて監査を行った。

4 監査の主な実施内容

同規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1)実施場所 監査委員事務局等

(2)日 程 令和6年9月30日から令和7年3月7日まで

6 監査の結果及び意見

監査対象部等の財務事務は法令に適合し正確に行われ、概ね適切に執行されていると認められた。なお、改善すべき事項等は以下のとおりである。

(1)健康・こども部

・子育て応援課

ア) 補助金において、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入れ控除税額の報告がされていないものがあった。消費税仕入れ控除税額に関して申請時に控除されていないものは、額確定後に補助申請者に対して報告を求められたい。

イ) 害虫防除施行業務委託を年3回、性質・目的の随意契約で実施されているが、基本決裁にも記載があるように少なくとも年2回を推奨されているのであれば、総額で発注するのが望ましい。また、物品・役務者一覧において、害虫防除を実施できる業者は一者のみではないため、総額で発注する場合は見積り合わせを行い発注先の決定をされたい。

ウ) 補助金の実績報告に添付されている支出伝票において、伝票の金額と領収書の内訳資料の合計額が合わない。

・乳幼児教育推進課

ア) 補助金において、交付決定後の実績報告や補助金支出に係る書類が見当たらない。交付決定後において変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出を求め、補助対象者に結果を通知されたい。また、前回も指摘したが、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入れ控除税額の報告がされていない。消費税仕入れ控除税額に関して申請時に控除されていないものは、確定申告後に補助申請者に対して報告を求められたい。

イ) 前回も指摘したが、消耗品を少額の随意契約で、繰り返し購入しているものがある。購入総額が高額になるものは、単価の見積り合わせ等で経費節減に努められたい。

ウ) 支払事務や旅費の精算で、検査日や報告から長期間あけて処理されているものがある。処理の遅れは支払漏れの原因にもなることから、滞ることなく事務処理をされたい。

・地域医療課

前回も指摘したが補助金事務において、消費税仕入れ控除税額に係る報告がされていないものがあったので、要綱に基づき補助事業者に提出を求められたい。

・健康づくり課 ・こども家庭しあわせ課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(2)消防（消防本部、東消防署、西消防署）

医療酸素の充填手数料について、1者と単価で随意契約を締結しているが、契約書等は見当たらない。継続的な業務で総額が30万円を超えるため、単価等の予定価格を作成するなど適切な契約に努められたい。

(3)福祉部

・福祉企画課

前回等でも指摘したが、政策目的の随意契約において、発注見通し・契約締結状況を市政情報コーナーで公表し、決議書へ添付することとされているが見当たらない。再度、規則や随意契約ガイドラインを職員に周知徹底されたい。

・保険医療課

旅費精算の遅いものがある。精算の遅れは支給漏れの原因にもなるため、滞ることなく精算処理をされたい。

・障害福祉・国民年金課

ア) 移動支援事業補助金について、添付書類として、請求書、領収書の写しが見当たらないものがあった。また、消費税仕入れ控除税額について、報告がされていないので報告を求められたい。

イ) 契約書において、自動更新条項が規定されているものがあった。地方自治法では会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであり、次年度以降において経費の支出をともなう契約を締結については、その内容に応じて整理されたい。

・高齢者支援課

公有財産の貸付について、歳入科目を使用料として調定しているが、貸付であれば財産収入、目的外使用であれば許可を行ったうえで使用料として調定されたい。

・生活支援相談課 ・福祉援護課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(4)生涯学習部

・文化振興課

ア) 公共的団体の行政財産の目的外使用については、条例規則に基づき、使用許可手続きを適正に実施されたい。併せて、実費相当分についても適切な費用負担を検討されたい。

イ) 前回も指摘した政策目的の随意契約の同ガイドライン等に基づく公表及び決議書に公表カードの添付について、今回も一部実施されていないものがある。

・スポーツ振興課

ア) 北吸多目的施設等の管理について、委託契約を締結している。施設の使用料の収納は私人の公金の収納にあたり、法に定める告示が必要であるが見当たらない。

イ) 旧市営プールについては長きにわたり使用されておらず、現状は管理棟を多目的施設として供用している。現状を鑑み関係課と調整の上、今後のあり方を慮り関係例規の検討が必要である。

ウ) 補助金を活用して講師に謝金を支出しているものが見受けられるが、源泉徴収がなされていないものがある。報酬については源泉徴収するよう指導されたい。また、交付要綱に定めた消費税仕入れ控除税額にかかる報告が見当たらないので、提出を求められたい。

・生涯学習推進課

ア) 行政財産の使用許可において、使用料の納期限の特例に係る決定がないものや督促状の未発布があるので、公有財産及びそれに伴う債権の管理を適正に実施されたい。

イ) 支払い遅延の事例が多く見受けられるので、業務の進捗把握や管理を徹底されたい。

ウ) 前回は指摘した政策目的の随意契約について、規則や同ガイドライン等に基づく見通しの決定、公表等が実施されていないので、規則等による事務処理に努められたい。また、一括での購入が可能であった物品を、分割して随意契約としているので、適正な事務の執行をされたい。

・図書館課

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(5)市民環境部

・市民課

ア) 前回は指摘した斎場の自家用電気工作物保安管理業務委託について、一者見積りによる随意契約を締結しているが、本市の各施設においては、入札ないし見積り合わせを実施しており適正な契約に努められたい。

イ) 行政財産の使用料は、許可の際又は継続使用の場合は当該年度の4月に徴収されたい。

・市民協働推進課

行政財産の目的外使用許可において、条例規則では詳細な規定がないこともあり、事務に統一性がないなどの事例が見られるので、制度の所管課とも協議して処理をされたい。

・生活環境課

ア) 自家用電気工作物保安管理業務について、市外業者と1者見積りで随意契約を締結している。本市の本庁舎や各施設などにおいて、同業務は見積り合わせ等が実施されており、軽費節減や市内業者の利用に努められたい。

イ) 補助金について、額の確定通知や消費税仕入れ控除税額の報告がないものが見受けられ、要綱にそれらの記載がないことが一因と思料されるので検討されたい。

ウ) 使用料及び督促手数料の調定について、債務者等が行方不明の場合は、公示送達の手続き等が考えられる。対応を台帳に記録されたい。また、一部の台帳において、内容や経過が見当たらないものがあつたので、整合性をもった内容等を記録し後任者にも分かるよう努められたい。

・人権啓発推進課

ア) 行政財産使用料の徴収(調定及び収納)にあたり、納期限を年度末とし12月に収納されているが、特例を除き4月又は許可の際に徴収されたい。

イ) 契約について、同一事業での看板製作費を一定額以下に分割して発注しているので、見積り合わせによる発注に努められたい。

・西支所 ・環境施設課 ・加佐分室

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(6)議会事務局（議会事務局総務課）

指摘すべき事項はなく、財務事務は概ね適正に執行されていると認められた。

7 措置状況

定期（財務）監査結果報告書兼措置状況通知書

《健康・こども部》

・対象課 子育て応援課 ・期間 令和6年9月30日～11月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○補助金に係る消費税仕入れ控除税額 舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金について、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入れ控除税額の報告がされていない。消費税仕入れ控除税額に関して申請時に控除されていないものは、額確定後に補助申請者に対して報告を求められたい。	今後、要綱に定められるとおり、補助対象者に対して報告をもとめます。
○業務委託 (1) 害虫防除施行業務委託を年3回、性質・目的の随意契約で実施されているが、基本決裁にも記載があるように、少なくとも年2回を推奨されているのであれば、総額で発注するのが望ましい。 また、物品・役務者一覧において、害虫防除を実施できる業者は一者のみではないため、総額で発注する場合は見積り合わせを行い発注先の決定をされたい。 (2) 検査の基準とした書類に記載されている報告書が見当たらない。	(1) 今後、総額での発注とし、見積もり合わせを行ったうえで、発注先を決定いたします。 (2) 今後遺漏のないように注意して事務を進めます。
○補助金実績報告 実績報告に添付されている支出伝票において、伝票の金額と領収書の内訳資料の合計額が合わない。	領収書を添付する際は、伝票金額と相違のないように、確認してから処理を進めます。

・対象課 乳幼児教育推進課 ・期間 令和6年10月15日～11月11日

○補助金に係る消費税仕入れ控除税額 前回は指摘したが、要綱に定められた補助金に係る消費税仕入れ控除税額の報告がされていない。消費税仕入れ控除税額に関して申請時に控除されていないものは、確定申告後に補助申請者に対して報告を求められたい。	補助申請者に対して報告を求め、報告内容に応じて適正な事務処理を行います。
○補助金 交付決定後の実績報告や補助金支出に係る書類が	交付要綱を確認し、適正な

見当たらない。交付決定後において変更が生じた場合は、要綱にも定められているように変更承認申請書の提出を求め、補助対象者に結果を通知されたい。	事務処理を行います。
○経費節減 前回も指摘したが、消耗品を少額の随意契約で、繰り返し購入しているものがある。購入総額が高額になるものは、単価の見積り合わせ等で経費節減に努められたい。	年間の必要量を事前に把握し、単価の見積り合わせ等を行って経費節減に努めます。
○市外出張命令書兼復命書 旅費精算の遅いものがある。精算の遅れは支給漏れの原因にもなるため、滞ることなく精算処理をされたい。	今後は、速やかに精算処理を行います。
○支払事務 検査日から長期間あけて処理されているものがある。処理の遅れは支払漏れの原因にもなることから、滞ることなく事務処理をされたい。	今後は、検査完了後、速やかに支払事務を行います。
・対象課 地域医療課 ・期間 令和6年10月28日～11月29日	
○補助金の消費税仕入れ控除税額 前回も指摘したが補助金に関して、事業実績報告書を受けた後に消費税仕入れ控除税額についての報告書が提出されていないものがある。原則、要綱等に基づき、補助事業者に提出を求められたい。	今後は要綱に基づき適正な事務処理に努めます。

《消防》

・対象課 消防本部、東消防署、西消防署 ・期間 令和6年9月30日～11月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○予定価格 医療酸素の充填手数料について、1者と単価で随意契約を締結しているが、契約書等は見当たらない。継続的な業務で総額が30万円を超えるため、単価等の予定価格を作成するなど適切な契約に努められたい。	来年度から予定価格調書及び契約書を作成し、適切な契約事務に努めます。

《福祉部》

・対象課 福祉企画課 ・期間 令和6年10月28日～11月20日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○随意契約 前回及び前々回も指摘したが、政策目的の随意契	今後の取り扱いについ

約において、発注見通し・契約締結状況を市政情報コーナーで公表し、決議書へ添付することとされているが見当たらない。再度、規則や随意契約ガイドラインを職員に周知徹底されたい。	て、所属職員に対し周知徹底を図ります。
・対象課 保険医療課 ・期間 令和6年11月11日～12月3日	
○市外出張命令書兼復命書 旅費精算の遅いものがある。精算の遅れは支給漏れの原因にもなるため、滞ることなく精算処理をされたい。	今後は速やかな事務の執行に努めます。
・対象課 高齢者支援課 ・期間 令和6年11月11日～12月11日	
○公有財産 公有財産を契約により貸し付けているが、歳入の科目は使用料として調定しているので、貸付けであれば財産収入、目的外使用であれば、許可を行ったうえで使用料として調定されたい。	予算執行科目について協議し、適正な事務に努めます。
・対象課 障害福祉・国民年金課 ・期間 令和6年11月11日～12月27日	
○補助金 移動支援事業補助金について、下記のような不備があったので改善されたい。 (1) 添付書類として、請求書、領収書の写しが見当たらない。 (2) 補助金に係る消費税仕入れ控除税額について、報告がされていないので報告を求められたい。	今後は、適正な事務執行に努めます。
○自動更新条項 契約書において、自動更新条項が規定されているものがあつた。地方自治法では会計年度独立の原則から歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであり、次年度以降において経費の支出をとまなう契約を締結については、その内容に応じて整理されたい。	単年度契約をするよう事業者と協議します。

《生涯学習部》

・対象課 文化振興課 ・期間 令和6年11月25日～12月23日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○行政財産の使用 公共的団体の行政財産の目的外使用については、条例規則に基づき、使用許可手続きを適正に実施されたい。併せて、実費相当分についても適切な費用負担を検討されたい。	条例規則に基づいた使用許可手続きを適切に行います。実費相当分の費用負担についても今後検討します。

○随意契約 前回も指摘した政策目的の随意契約の同ガイドライン等に基づく公表及び決議書に公表カードの添付について、今回も一部実施されていないものがある。	発注見通し・契約締結状況の公表、決議書への公表カードの添付を徹底します。
--	--------------------------------------

・対象課 スポーツ振興課 ・期間 令和6年12月23日～7年1月28日

○多目的施設 (1) 北吸多目的施設等の管理について、委託契約を締結している。施設の使用料の収納は私人の公金の収納にあたり、法に定める告示が必要であるが見当たらない。 (2) 旧市営プールについては長きにわたり使用されておらず、現状は管理棟を多目的施設として供用している。現状を鑑み関係課と調整の上、今後のあり方を慮り関係例規の検討が必要である。	(1) 今後は適正な書類をもって事務処理を行うよう努めます。 (2) 旧市営プールにつきましては、関係課と今後の在り方について、協議を進めてまいります。
○補助金 (1) 補助金を活用して講師に謝金を支出しているものが見受けられるが、源泉徴収がなされていないものがある。報酬については源泉徴収するよう指導されたい。 (2) 交付要綱に定めた消費税仕入れ控除税額にかかる報告が見たらないので、提出を求められたい。	今後は適正な事務処理及び補助対象団体への指導を行うよう努めます。

・対象課 生涯学習推進課 ・期間 令和6年12月9日～7年1月20日

○行政財産の使用 行政財産の使用許可において、使用料の納期限の特例に係る決定がないものや督促状の未発布があるので、公有財産及びそれに伴う債権の管理を適正に実施されたい。	条例等に基づき、公有財産及び債権の管理について適正な事務に努めます。
○支出事務 支払い遅延の事例が多く見受けられるので、業務の進捗把握や管理を徹底されたい。	業務の進捗把握及び管理を徹底します。
○随意契約 (1) 前回も指摘した政策目的の随意契約について、規則や同ガイドライン等に基づく見通しの決定、公表等が実施されていないので、規則等による事務処理に努められたい。 (2) 一括での購入が可能であった物品を、分割して随意契約としているので、適正な事務の執行をされたい。	(1) 政策目的の随意契約の取扱いについて、適正に措置しました。今後は所属職員に対し周知徹底します。 (2) 今後は一括発注が可能なものは一括で行い、適正な事務に努めます。

《市民環境部》

・対象課 市民課 ・期間 令和6年12月23日～7年1月10日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○随意契約 前回も指摘したが、斎場の自家用電気工作物保安管理業務委託について、一者見積りによる随意契約を締結しているが、本市の各施設においては、入札ないし見積り合わせを実施しており、適正な契約に努められたい。	令和7年度契約の際は、適正な契約に努めます。
○行政財産の使用 行政財産の使用料は、許可の際又は継続使用の場合は当該年度の4月に徴収されたい。	今後、許可の際又は継続使用の場合は当該年度の4月に徴収いたします。

・対象課 市民協働推進課 ・期間 令和7年1月21日～2月26日

○行政財産の使用 行政財産の目的外使用許可において、条例規則では詳細な規定がないこともあり、事務に統一性がないなどの事例が見られるので、制度の所管課とも協議して処理をされたい。	条例規則で詳細な規定のないものの取扱いについては、統一的な処理ができるよう制度の所管課と協議し、適切な事務処理に努めます。
---	---

・対象課 生活環境課 ・期間 令和7年1月21日～2月26日

○随意契約 自家用電気工作物保安管理業務について、市外業者と1者見積りで随意契約を締結している。 本市の本庁舎や各施設などにおいて、同業務は見積り合わせ等が実施されており、軽費節減や市内業者の利用に努められたい。	今後は適正な事務処理に努めます。
○補助金 補助金について、額の確定通知や消費税仕入れ控除税額の報告がないものが見受けられ、要綱にそれらの記載がないことが一因と思料されるので検討されたい。	当該補助要綱を改正し、適正な事務処理に努めます。
○債権管理 (1) 使用料及び督促手数料の調定について、債務者等が行方不明の場合は、公示送達の手続き等が考えられる。対応を台帳に記録されたい。 (2) 一部の台帳において、内容や経過が見当たらないものがあつたので、整合性をもった内容等を記録し後任者にも分かるよう努められたい。	(1) 今後は適正な事務処理に努めます。 (2) 今後は適正な事務処理に努めます。

・対象課 人権啓発推進課 ・期間 令和7年2月3日～3月4日

○行政財産の使用 行政財産使用料の徴収(調定及び収納)にあたり、納期限を年度末とし12月に収納されているが、特例を除き4月又は許可の際に徴収されたい。	次年度より、4月中に徴収し、適切な事務処理に努めます。
○契約 同一事業での看板製作費を一定額以下に分割して発注しているので、見積り合わせによる発注に努められたい。	同一事業での看板製作を一括で発注するよう、今年度より改善いたしました。